

岩手県告示第588号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成21年7月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成21年6月29日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 新興電気株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市青山三丁目15番1号
 - ウ 代表者の氏名 谷上淳
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-16）第1562号
 - (3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成21年6月15日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成21年6月15日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社イノウエ
 - イ 主たる営業所の所在地 釜石市新町7番43号
 - ウ 代表者の氏名 井上充
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-17）第3819号
 - (3) 処分の内容 建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成21年5月25日付けで建具工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成21年6月18日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社田名部建設
 - イ 主たる営業所の所在地 九戸郡軽米町大字小軽米第21地割45番地1
 - ウ 代表者の氏名 田名部武
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-17）第6277号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成21年6月17日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成21年6月2日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社齋藤工務店
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市上太田松ノ木53番地1
 - ウ 代表者の氏名 齋藤進
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-18）第6612号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成21年5月29日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び塗装工事業

業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 平成21年6月15日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社石井建設

イ 主たる営業所の所在地 釜石市礼ケ口町7番4号

ウ 代表者の氏名 佐藤正彦

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-18)第8698号

(3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成21年5月28日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 平成21年6月12日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 小野寺電気工業所

イ 主たる営業所の所在地 大船渡市末崎町字平林48番地29

ウ 代表者の氏名 小野寺富夫

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-19)第9021号

(3) 処分の内容 電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成21年6月11日付けで電気工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

7(1) 処分をした年月日 平成21年6月18日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社キクタカ技研

イ 主たる営業所の所在地 北上市村崎野13地割97番地

ウ 代表者の氏名 高橋輝雄

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-18)第9438号

(3) 処分の内容 土木工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成21年5月19日付けで土木工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

8(1) 処分をした年月日 平成21年6月9日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社岩手住協サッシセンター

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市永井15地割57番地5

ウ 代表者の氏名 橋本久志

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-19)第9815号

(3) 処分の内容 ガラス工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成21年6月9日付けでガラス工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

9(1) 処分をした年月日 平成21年6月12日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社シビル建設

イ 主たる営業所の所在地 岩手郡滝沢村滝沢字穴口408番地6

- ウ 代表者の氏名 安江雅彦
- エ 許可番号 岩手県知事許可（般-16）第20013号
- (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成21年6月10日付けで土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 10(1) 処分をした年月日 平成21年6月4日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 佐々木空調
- イ 主たる営業所の所在地 盛岡市西見前15地割26番地31
- ウ 代表者の氏名 佐々木敦
- エ 許可番号 岩手県知事許可（般-17）第20100号
- (3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成21年5月13日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 11(1) 処分をした年月日 平成21年6月2日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 スガケン塗装工業
- イ 主たる営業所の所在地 盛岡市永井20地割1番地82
- ウ 代表者の氏名 菅井盛雄
- エ 許可番号 岩手県知事許可（般-18）第20211号
- (3) 処分の内容 塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成21年5月28日付けで塗装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 12(1) 処分をした年月日 平成21年6月18日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 ニットク中川ヒューム管工業株式会社
- イ 主たる営業所の所在地 北上市若宮町一丁目10番20号
- ウ 代表者の氏名 中川喜久治
- エ 許可番号 岩手県知事許可（般-17）第50020号
- (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成21年4月16日付けで土木工事業、とび・土工工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 13(1) 処分をした年月日 平成21年6月19日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 株式会社さくらホーム
- イ 主たる営業所の所在地 北上市常盤台一丁目22番11号
- ウ 代表者の氏名 高橋修
- エ 許可番号 岩手県知事許可（般-19）第50115号
- (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成21年6月18日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

14(1) 処分をした年月日 平成21年6月2日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 武上工業

イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢区佐倉河字松堂250番地

ウ 代表者の氏名 武上光男

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-16)第60109号

(3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成21年5月29日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

15(1) 処分をした年月日 平成21年6月11日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 橋本法面工業

イ 主たる営業所の所在地 二戸市白鳥字白鳥77番地

ウ 代表者の氏名 橋本昇

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-19)第150076号

(3) 処分の内容 土木工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成21年6月11日付けで土木工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。